

倉吉東高校 危機管理 マニュアル

鳥取県立倉吉東高等学校

令和4年3月

1 基本的な考え方

地震や火災などの危機が発生した場合の対応については、鳥取県防災計画や各種の通知等に基づき、各学校において初動態勢が図られていますが、想像を超える大規模災害や新たな感染症の流行など、様々な危機に応じた的確かつ迅速な対応が一層重要になっています。

そこで、それぞれの危機に教職員等が個別に対応する時の参考となるよう、それぞれの危機ごとに基本的な対応の手順を流れ図にして本書にまとめました。それぞれの危機を想定した訓練を実施し、われわれ教職員及び生徒の危機管理意識を啓発することが必要です。

災害等の発生が予測される段階

様々な広報媒体や関係機関からの情報に常に関心を持ち、災害発生の可能性やその程度などを検討することは、被害を最小限に食い止めるための大切な取組である。**特に自然災害は、J-ALERTによる警報により、発生対応を行う。**

○気象情報の収集

勤務時間内外を問わず、常に気象情報には関心を持たなければならない。

○関係機関からの情報収集

J R・バス会社・市町村役場等から情報収集する。

○災害発生時の指示・行動の確認・周知

予測される災害の種類と程度を検討して、連絡方法や指示の内容などについて教職員間で確認し、生徒、保護者等へ周知する。

災害等が発生した段階

生徒の安全確保・安否確認が教職員の第一の使命であり、その後、安全な場所への避難誘導を行う。

○生徒の安全確保・安否確認

生徒が学校内又は校外活動時にあつては安全確保及び安否確認を、また自宅などの学校外にいる場合は安否の確認を至急に行う。

○避難誘導

安全な場所へ誘導する。その際、頭部を中心に身体の保護と避難時の行動方法を徹底するとともに、設定した避難経路により、または臨機に安全な経路を選択して誘導を行うこと。

(例) 避難時の行動方法 「お・は・し・か」

(**お**) さない、(**は**) しらない、(**し**) ゃべらない、(**か**) ってなこうどうをしない

※教職員の安全確保・安否確認も適切に行う。

災害等発生後の段階

生徒の安全確保とともに、保護者への引き渡しをできるだけ確実に行う。

○学校災害対策組織の設置

災害に対する学校の指揮命令系統を明確にし、状況に応じた的確な対応をとる。

(例) 安否確認、救護、保護者への連絡、安全点検、応急復旧など

○保護者への引き渡し

生徒を適切に保護者へ引き渡すようにする。(学校で保護する場合もある)

○学校再開への準備

学校が使えなくなった場合、通常の教育活動ができるように準備を進める。

○避難所への対応

教職員は生徒の安全確保と学校再開に向けた行動が第一である。避難所の運営主体は災害対策担当部局が責任を持つが、教職員は可能な限り協力すべきである。

2 災害

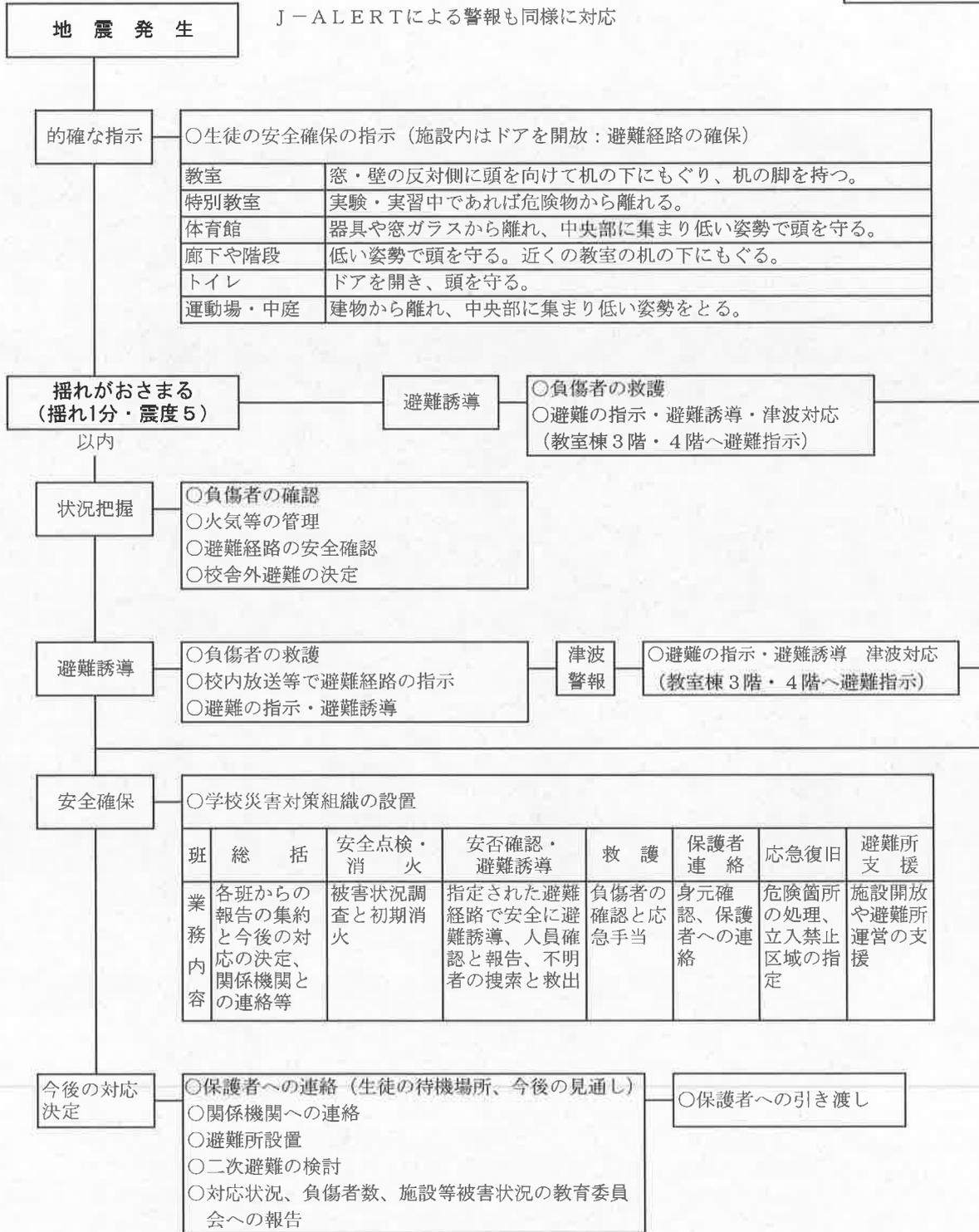
災害

地震

在校時

(1) 地震の基本的対応手順

① 在校時の対応



災害
地震
登下校時

②登下校時の対応

地震発生

揺れがおさまる
(揺れ1分・震度5)

状況把握
及び
避難誘導

- 出勤と常時は直ちに学校に集合
- 校内にいる児童生徒の安全確保、安否の確認、避難誘導

安全確保

○学校災害対策組織の設置

班	総括	安全点検・消火	安否確認・避難誘導	救護	保護者連絡	応急復旧	避難所支援
業務内容	各班からの報告の集約と今後の対応の決定、関係機関との連絡等	被害状況調査と初期消火	生徒の所在確認、校内・通学路巡視、指定された避難経路で安全に避難誘導、不明者の捜索と救出	負傷者の確認と応急手当	身元確認、保護者への連絡	危険箇所の処理、立入禁止区域の指定	施設開放や避難所運営の支援

今後の対応決定

- 保護者への連絡（生徒の待機場所、今後の見通し）
- 関係機関への連絡
- 避難所設置
- 二次避難の検討
- 対応状況、負傷者数、施設等被害状況の教育委員会への報告

- 保護者への引き渡し

③校外活動時の対応

災害
地震
校外活動時

地震発生

J-ALERTによる警報も同様に対応

的確な指示

○生徒の安全確保の指示

施設・宿舍内	体をかがめ、頭を守る。(学校内の場合と同じ行動)
道路	民家、ブロック塀、自販機から離れる。
海岸付近	安全を確保しつつ、高所をめざす。
山間部	崖崩れに注意し、安全な場所に避難する。
乗り物	身を低くし、手摺り、座席につかまる。乗務員の指示に従う。

揺れがおさまる
(揺れ1分・震度5)
以内

以上 ○津波の恐れあるときは、高台または3階以上の建物へ避難させる
(津波警報等情報を収集し、安全な場所へ避難)

状況把握
及び
避難誘導

- 情報収集し、地震の程度と被害状況を確認
- 状況を正確に把握し、避難誘導
- 負傷者の確認

津波警報

安全確保

- 現地対策本部の設置
 - ・保護者、関係機関への状況報告
 - ・生徒の不安を和らげる
 - ・学校へ随時連絡
 - ・負傷者への対応
 - ・救助要請
 - ・不明者の捜索

今後の対応
決定

- 学校へ状況を報告し、指示を受ける
- 保護者への連絡(出来ない場合は学校に要請)
- 学校から教育委員会への、対応状況、負傷者数、被害状況等の報告

○帰校し、又は現地で、生徒を保護者へ引き渡し

**災害
地震
在宅時**

④在宅時（勤務時間外）の対応

地震発生

J-ALERTによる警報も同様に対応

揺れがおさまる
(揺れ1分・震度5)
以内

以上

○高台または3階以上の建物へ避難
(津波警報等情報を収集し、安全な場所へ避難)

学校へ集合

○配備基準により学校へ集合（状況によるが、第1配備は原則管理職）

第1配備	震度4・5弱又は津波注意報	校内被害確認のみ
第2配備	震度5・6弱又は津波警報	生徒安否確認
第3配備	震度6強以上	生徒安否確認

○自分と家族の安全を確保した後、可能な職員は学校に集合

安全確保

○学校災害対策組織の設置

班	総括	安全点検・ 応急復旧	安否確認・ 保護者連絡	避難所支援
業 務 内 容	各班からの報告の集約と今後の対応の決定、関係機関との連絡等	被害状況調査、危険箇所の処理、立入禁止区域の指定	生徒の安否確認、今後の所在場所と連絡先確認、保護者への連絡、校内の巡視、生徒を発見した際の応急手当	施設開放や避難所運営の支援

今後の対応
決定

- 保護者への連絡（生徒の待機場所、今後の見通し）
- 関係機関への連絡
- 避難所設置
- 二次避難の検討
- 対応状況、負傷者数、施設等被害状況の教育委員会への報告

○保護者への引き渡し

(2) 火災の基本的対応手順

災害
火災
在校時

① 在校時の対応

火 災 発 生

的確な指示
 ○生徒の安全確保の指示
 ・落ち着かせる
 ・次の指示があるまで待機させる
 ・戸締まりをする

状況把握
 ○避難経路の安全確認
 ○校舎外避難の決定
 ○消防署へ通報

避難誘導
 及び
 初期消火
 ○校内放送等で避難経路の指示
【消火班教職員】
 ○初期消火活動
【授業担当者】
 ○生徒への的確な指示（押さない、慌てない等）
 ○避難の指示
【授業のない教職員】
 ○空き教室等の戸締まり
 ○避難経路・避難場所にて避難の誘導及び安全確保

安全確保

○学校災害対策組織の設置						
班	総 括	安全点検・ 消 火	安否確認・ 避難誘導	救 護	保護者への 連絡	応急復旧 (鎮火後)
業 務 内 容	各班からの報告の集約と今後の対応の決定、関係機関との連絡等	初期消火、被害状況調査（鎮火後）	指定された避難経路で安全に避難誘導、人員確認と報告	負傷者の確認と応急手当	保護者への連絡	危険箇所の処理、立入禁止区域の指定

鎮 火

今後の対応決定
 ○保護者への連絡（生徒の待機場所、今後の見通し）
 ○関係機関への連絡
 ○応急復旧
 ○対応状況、負傷者数、施設等被害状況の教育委員会への報告

○保護者への引き渡し

②登下校時の対応

災害
火災
登下校時

火 災 発 生

状況把握
及び
避難誘導

○校内にいる生徒の安全確保、安否の確認、避難誘導

初期消火

【消火班教職員】
○初期消火活動

安全確保

○学校災害対策組織の設置

班	総 括	安全点検・ 消 火	安否確認・ 避難誘導	救 護	保護者 連絡	応急復旧 (鎮火後)
業 務 内 容	各班からの 報告の集約 と今後の対 応の決定、 関係機関と の連絡等	初期消火、 被害状況調 査（鎮火 後）	生徒の所在確 認、校内巡視 （本人の安全 にも十分注 意）、指定さ れた避難経路 で安全に避難 誘導	負傷者の確 認と応急手 当	保護者への 連絡	危険箇所の 処理、立入 禁止区域の 指定

鎮 火

今後の対応
決定

○保護者への連絡（生徒の待機場所、今後の見通し）
○関係機関への連絡
○応急復旧
○対応状況、負傷者数、施設等被害状況の教育
委員会への報告

○保護者への引き渡し

災害
火災
校外活動時

③校外活動時の対応

火 災 発 生

状況把握
及び
避難誘導

- 生徒の安全確保
- 状況を正確に把握し避難誘導
- 負傷者の確認
- 列車、バスに乗車中及び施設の中にいる場合は、係員の指示に従う

安全確保

- 現地対策本部の設置
 - ・保護者、関係機関への状況報告
 - ・生徒の不安を和らげる
 - ・学校へ随時連絡
 - ・施設管理者等からの情報収集
 - ・救助要請
 - ・不明者の搜索

鎮 火

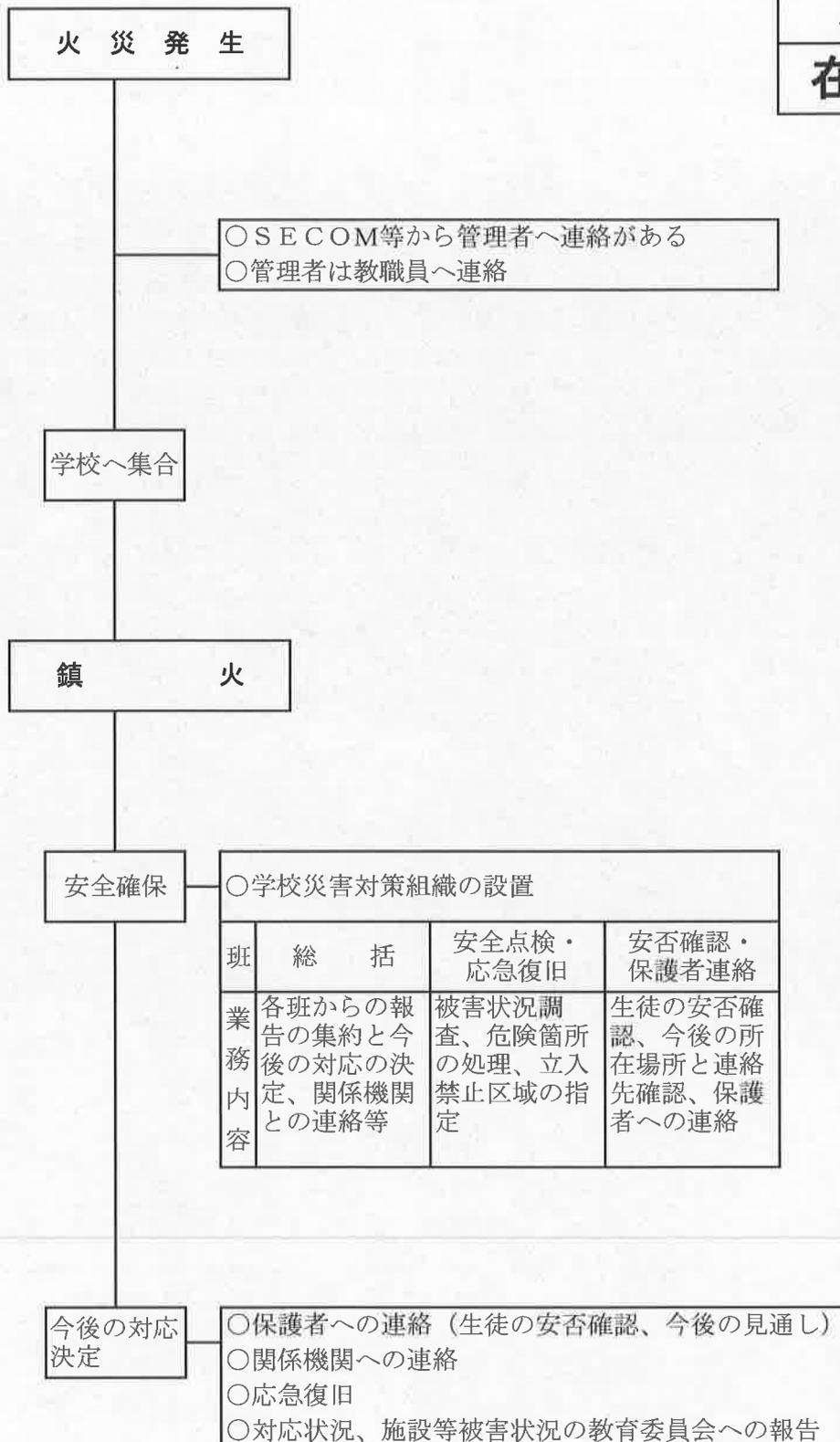
今後の対応
決定

- 学校へ状況を報告し、指示を受ける
- 保護者への連絡（出来ない場合は学校に要請）
- 学校から教育委員会への対応状況、負傷者数、被害状況等の報告

○保護者への引き渡し

④在宅時（勤務時間外）の対応

災害
火災
在宅時



(3) 台風の基本的対応手順

災害
台風
在校時

① 在校時の対応

気象警報発令または、下記のいずれかの場合
 ○ 倉吉市に警戒レベル3以上の避難情報が発令
 ○ 倉吉市を含む地域に警戒レベル3以上の防災気象情報が発令

状況把握

- 気象情報の収集確認
- 市町村防災対策本部等からの情報収集
- 通学路の安全確認
- 教育委員会との協議

安全確保

- 臨時職員会議の開催（対応方針決定）
 - ・ 教育委員会に報告
 - ・ 生徒への連絡（対応、今後の予定、諸注意）

学校で保護する場合	下校させる場合
保護者に連絡を取り、迎えに来られない者については、学校で保護を行う。	保護者に連絡を取り、迎えに来られる者については保護者に引き渡す。
生徒に災害情報や保護者からの連絡事項を伝える。	安全な方法で下校させる。
順次、帰宅可能な生徒を保護者に引き渡す。	生徒の帰宅を確認。
学校が危険となれば、避難所へ避難する。	

今後の対応決定

- 保護者への連絡（生徒の安否確認、今後の見通し）
- 避難所開設の要請に備える
- 校舎内外の異常の有無を点検
- 応急的補強
- 対応状況、負傷者数、施設等被害状況の教育委員会への報告

○ 居残った生徒の保護者への引き渡し

災害

台風

登下校時

②登下校時の対応

(登下校が台風襲来時と重ならないよう、休校等の判断を下す)

- 午前5時時点で下記のいずれかの場合
- 倉吉市に警戒レベル4以上の避難情報が発令
 - 倉吉市を含む地域に警戒レベル4以上の防災気象情報が発令

臨時休業

- マチコミメール
- GoogleClassroom

- 気象警報が発令または、下記のいずれかの場合
- 倉吉市に警戒レベル3程度の避難情報が発令
 - 倉吉市を含む地域に警戒レベル3程度の防災気象情報が発令

状況把握

- 管理職が電話などで協議
- 早めに出勤する
- 気象情報の収集・確認
- 他校の情報収集

(状況に応じ決定)

登校

(状況に応じ決定)

安全確保
必要発生

- 臨時職員会議の開催 (対応方針決定)
 - ・教育委員会に報告
 - ・全校生徒の所在・安否の確認
(駅等で立ち往生している生徒がいないか)
 - ・登校済みの生徒への連絡 (対応、今後の予定、諸注意)

学校で保護する場合	下校させる場合
<p>保護者に連絡を取り、迎えに来られない者については、学校で保護を行う。</p> <p>生徒に災害情報や保護者からの連絡事項を伝える。</p> <p>順次、帰宅可能な生徒を保護者に引き渡す。</p> <p>学校が危険となれば、避難所へ避難する。</p>	<p>保護者に連絡を取り、迎えに来られる者については保護者に引き渡す。</p> <p>安全な方法で下校させる。</p> <p>生徒の帰宅を確認。</p>

今後の対応
決定

- 保護者への連絡 (生徒の安否確認、今後の見通し)
- 避難所開設の要請に備える
- 校舎内外の異常の有無を点検
- 応急的補強
- 対応状況、負傷者数、施設等被害状況の教育委員会への報告

○居残った生徒の保護者への引き渡し

(4) 大雪の基本的対応手順

災害
大雪
在校時

① 在校時の対応

大雪警報発令

状況把握

- 気象情報の収集確認
- 関係機関からの情報収集
- 状況に応じて、関係機関へ連絡
- 近隣の学校との情報交換
- 教育委員会への連絡

安全確保

- 臨時職員会議の開催（対応方針決定）
 - ・ 教育委員会に報告
 - ・ 生徒への連絡（対応、今後の予定、諸注意）
- | 学校で保護する場合 | 下校させる場合 |
|---|---|
| 保護者に連絡を取り、迎えに来られない者については、学校で保護を行う。

生徒に災害情報や保護者からの連絡事項を伝える。

順次、帰宅可能な生徒を保護者に引き渡す。 | 保護者に連絡を取り、迎えに来られる者については保護者に引き渡す。

安全な方法で下校させる。

生徒の帰宅を確認。 |

今後の対応決定

- 保護者への連絡（生徒の安否確認、今後の見通し）
- 避難所開設の要請に備える
- 校舎内外の異常の有無を点検
- 応急的補強
- 対応状況、負傷者数、施設等被害状況の教育委員会への報告

○ 居残った生徒の保護者への引き渡し

**災害
大雪
登下校時**

②登下校時の対応

(登下校が大雪襲来時と重ならないよう、休校等の判断を下すこと)

大雪警報発令

状況把握

- 安全に注意して速やかに出勤
- 交通途絶等で出勤できない場合は連絡する。
- 気象情報の収集確認
- 関係機関からの情報収集
- 状況に応じて、関係機関へ連絡
- 近隣の学校との情報交換
- 教育委員会への連絡

安全確保

○臨時職員会議の開催 (対応方針決定)

- ・教育委員会に報告
- ・全校生徒の所在・安否の確認
(駅等で立ち往生している生徒がいないか)
- ・登校済みの生徒への連絡 (対応、今後の予定、諸注意)

学校で保護する場合	下校させる場合
保護者に連絡を取り、迎えに来られない者については、学校で保護を行う。 生徒に災害情報や保護者からの連絡事項を伝える。 順次、帰宅可能な生徒を保護者に引き渡す。 学校が危険となれば、避難所へ避難する。	保護者に連絡を取り、迎えに来られる者については保護者に引き渡す。 安全な方法で下校させる。 生徒の帰宅を確認。

今後の対応決定

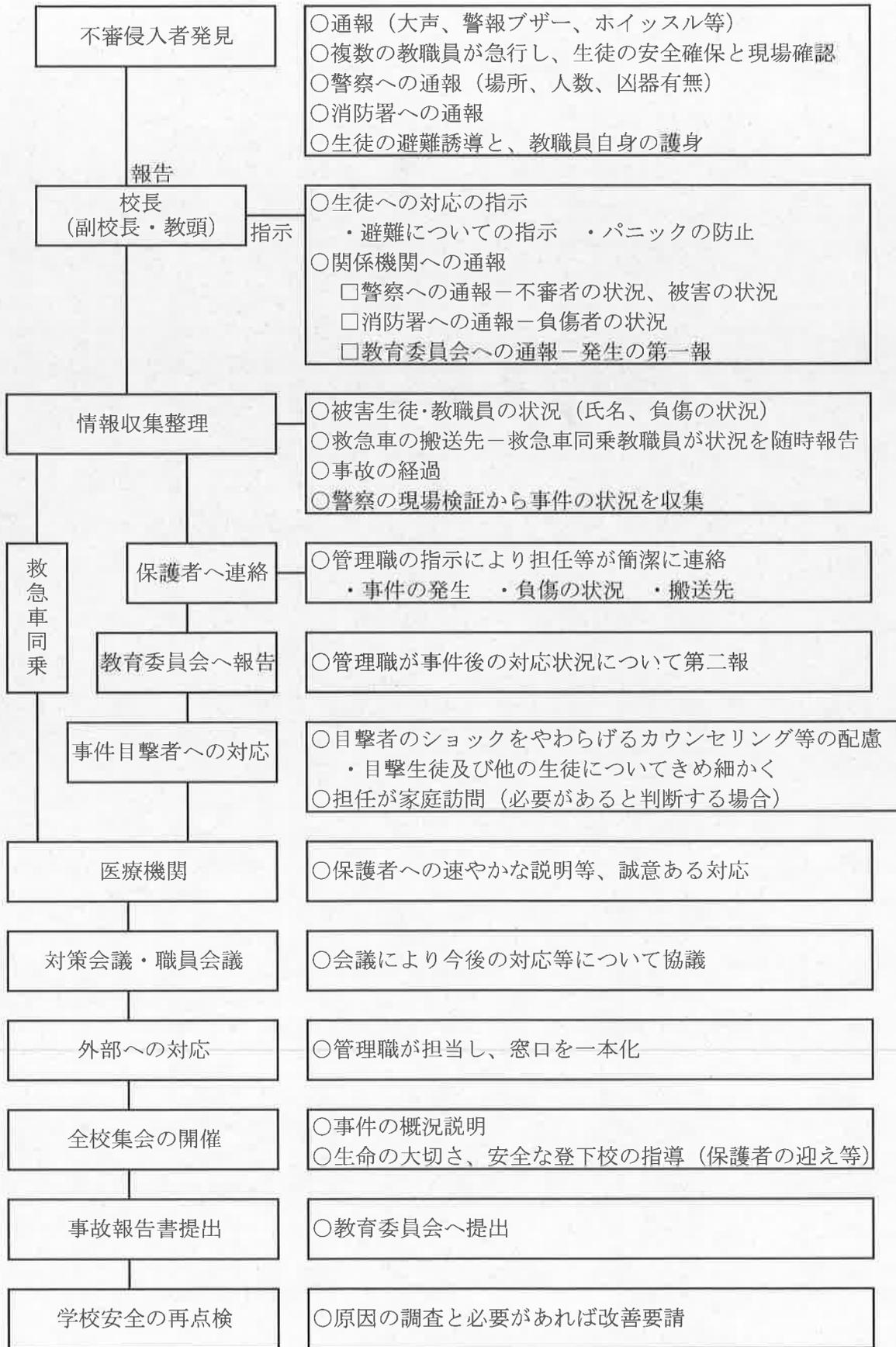
- 保護者への連絡 (生徒の安否確認、今後の見通し)
- 避難所開設の要請に備える
- 校舎内外の異常の有無を点検
- 応急的補強
- 対応状況、負傷者数、施設等被害状況の教育委員会への報告

○居残った生徒の保護者への引き渡し

3 事件・事故

(1) 不審者侵入時の対応（生徒に危害を加えようとした場合）

事件
不審者

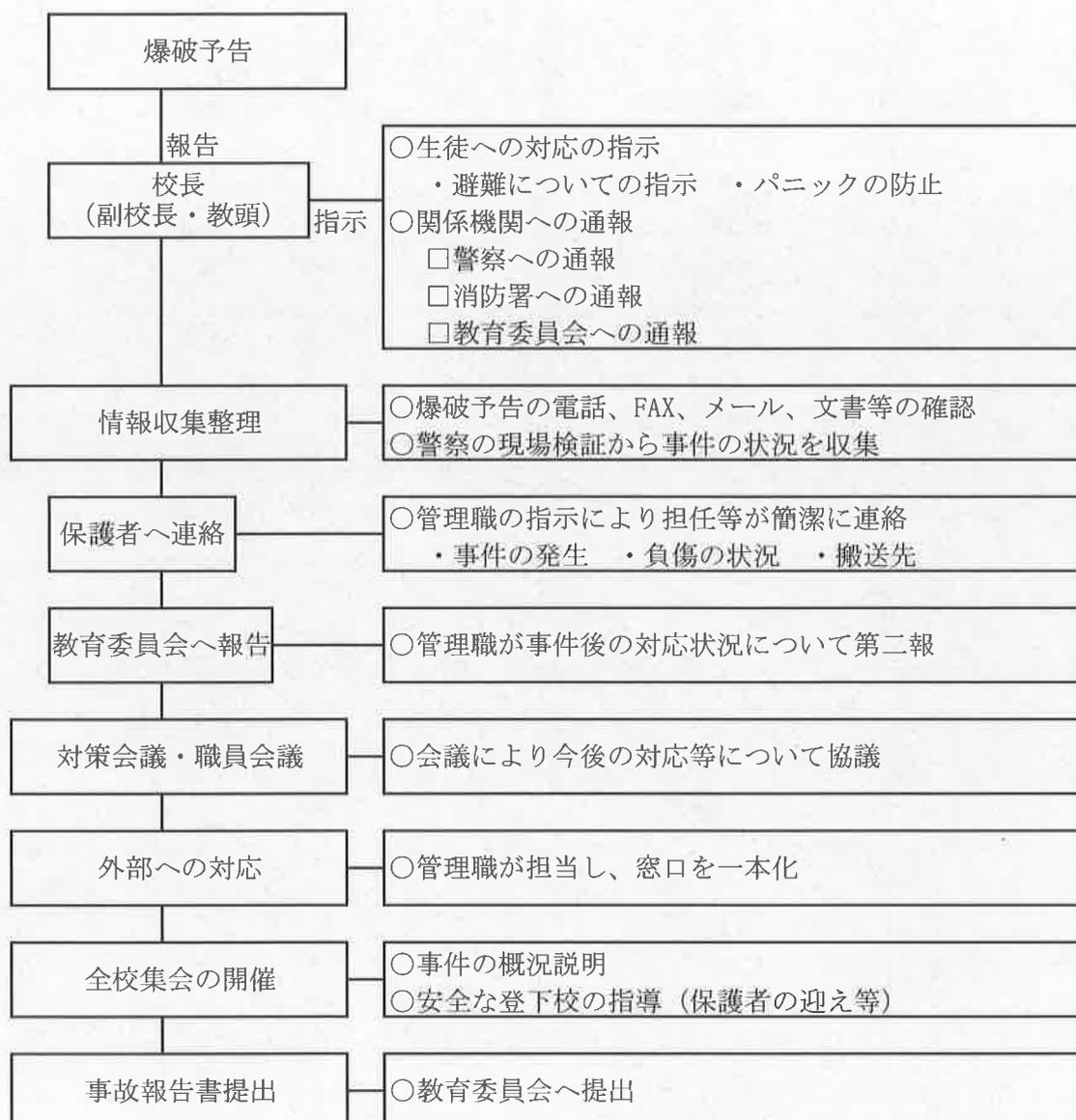


3 事件・事故

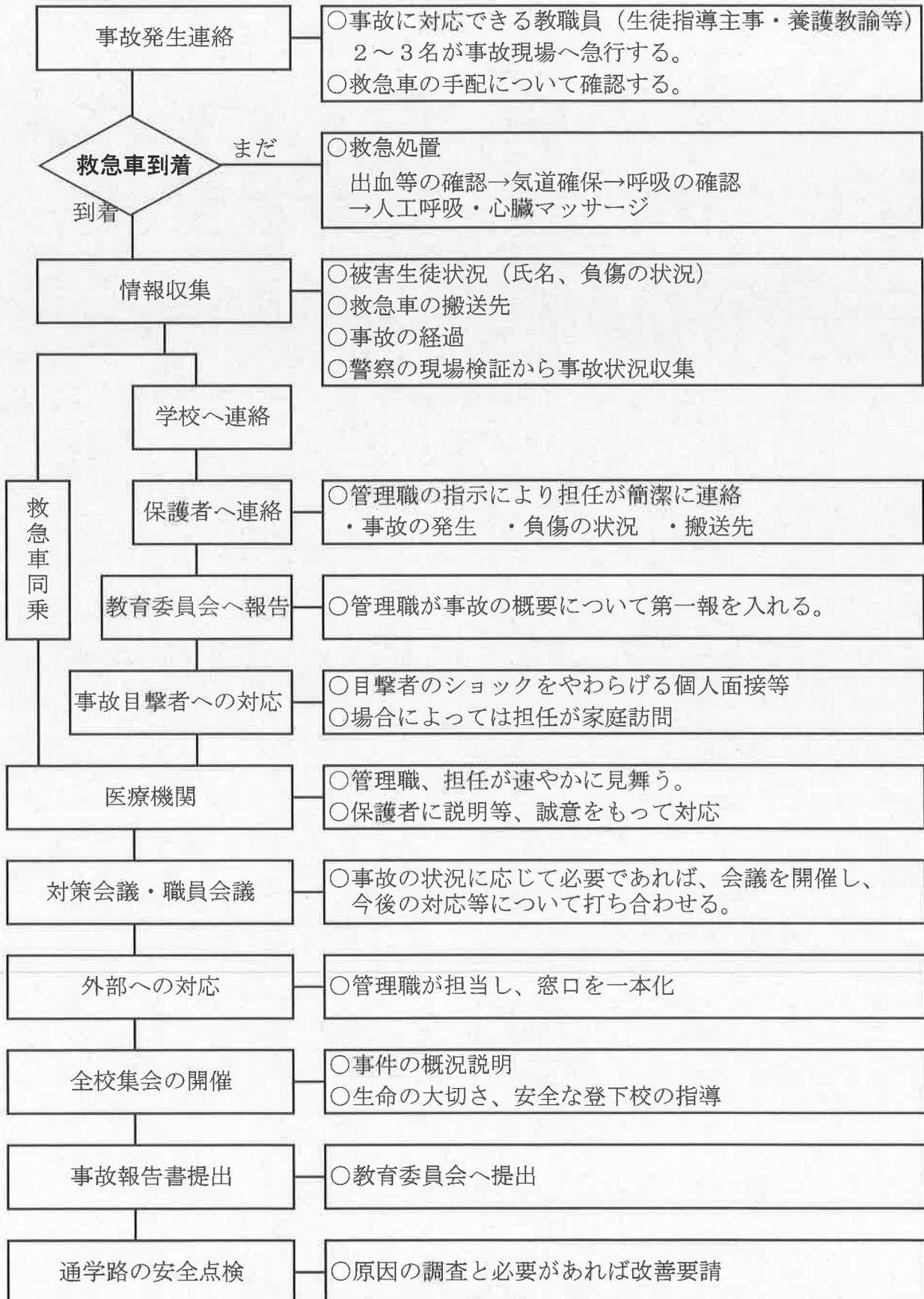
(2) 爆破予告

事件

爆破予告



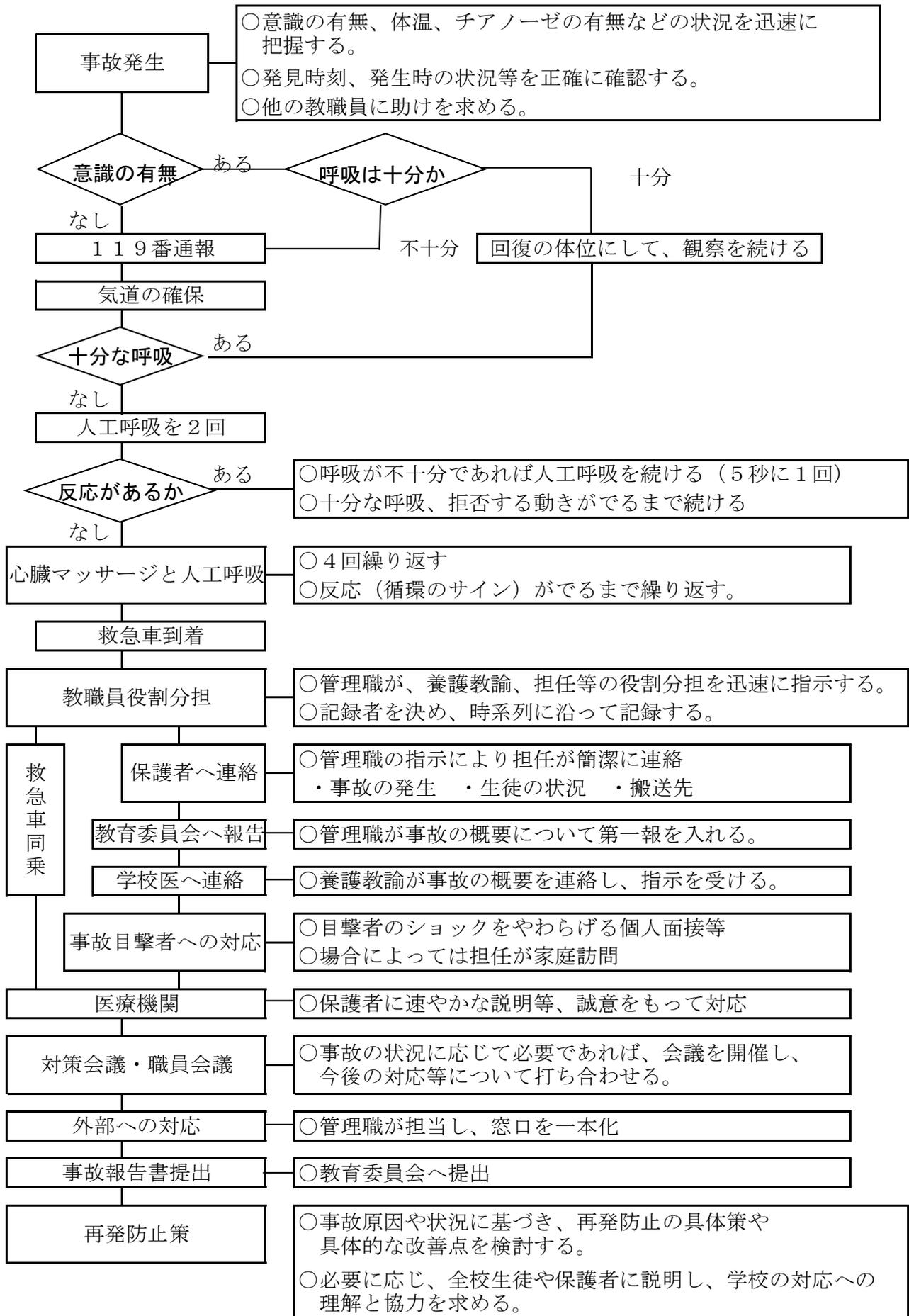
(2) 交通事故の対応



(3) 学校内等での事故の対応

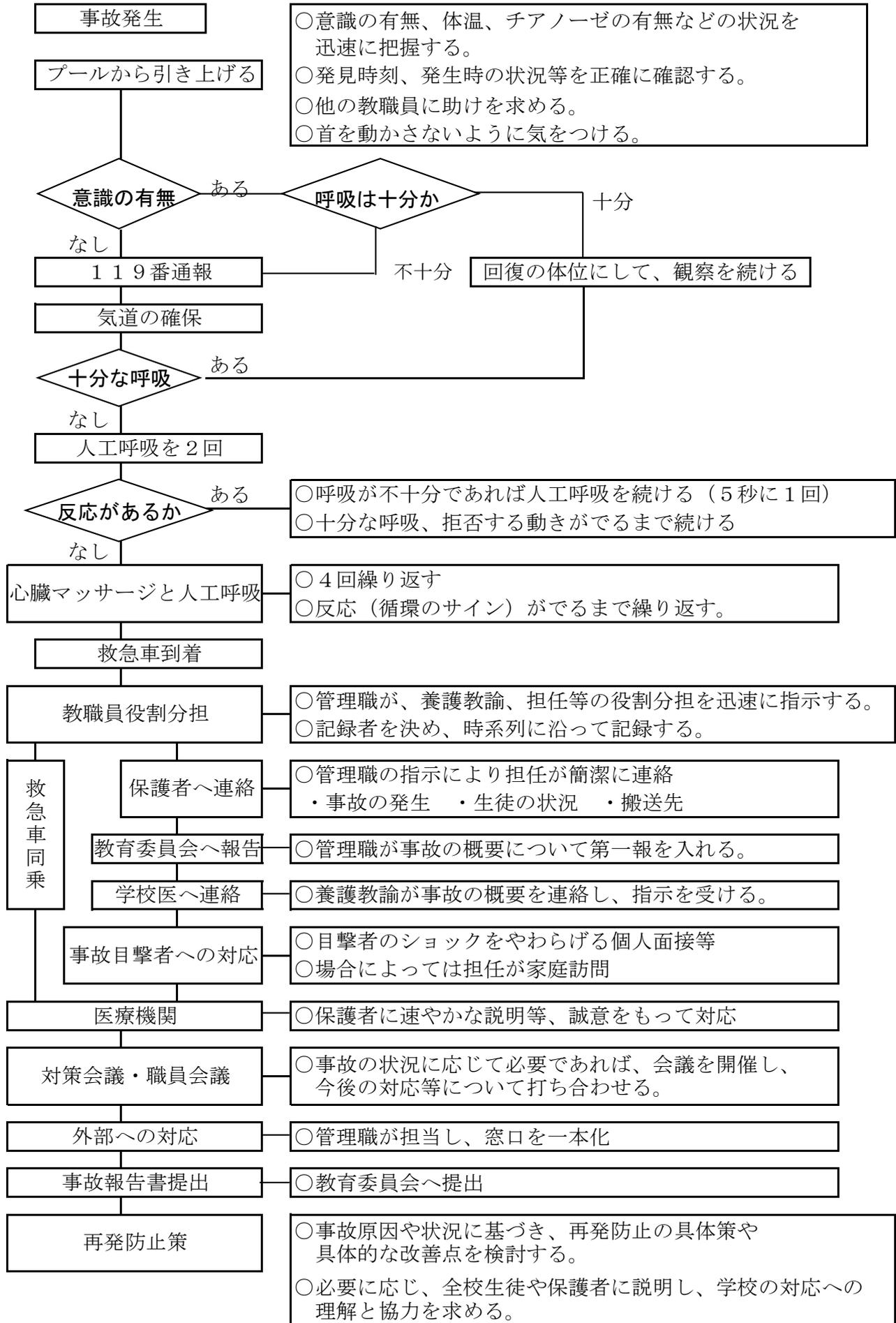
授業中の事故

①授業中などに児童生徒が突然倒れた場合の対応



プール事故

②水泳の飛び込み時等に事故が発生した場合の対応



自殺(予告)



1 緊急対応のポイント

(1) 電話応対時

- ・電話の途中で、メモにより周囲に状況を知らせる。複数で聴ける場合は記録を取る。
- ・ナンバーディスプレイの確認を行う。(事務室へ連絡)
- ・「力になりたい」「理解しようとしている」ということが伝わるよう、共感的に聞く。
- ・時間をかけて辛抱強く聴く中で、友人関係や家族関係、動機、これからの行動について情報を得る。
- ・叱咤激励や説教、批判的な態度や問いただす質問等をしない。話題をそらさせない。

(2) 報告・指示

- ・管理職に速やかに状況を報告する。校長は、関係教職員等により早急に会議を開き、情報の収集や外部との連絡及び他の職員への連絡等、基本的な対応を決定する。その後、教職員を招集し、指示伝達を行う。

(3) 情報の収集

- ・自殺予告をした生徒の保護の観点から、気になる生徒についての情報交換等により、予告した生徒の特定と推定作業を進め、状況に応じて警察等の関係機関に連絡し、情報収集に努める。

(4) 緊急(応急)措置

- ・校長や関係教職員で、これまでの情報をもとに、各所に設置してある電話相談等に連絡するなど、該当する生徒の特定等に努める。
- ・収集した情報は、速やかに校長や生徒指導担当者に連絡する体制を整備する。

2 危機終息後の対応

(1) 原因の究明

- ・調査をもとに原因や問題点を明らかにし、それらの反省と今後の自殺防止について、教職員の共通理解を図る。

(2) 支援・援助

【生徒が特定された場合】

- ・本人の心情を受容するように接し、保護者と連携を図りながら自殺防止に万全を期す。
- ・精神科医やスクールカウンセラー等の専門家と相談しながら対応する。
- ・軽い気持ちで電話した場合でも、本人の気持ちを十分に受けとめ、必要な支援を行う。
- ・生徒全体に指導する際、当該生徒の人権やプライバシーに十分配慮する。

【生徒が特定されない場合】

- ・日頃の言動から気になる生徒について、悩みや願いを聞き、必要な支援や指導を行う。
- ・次のような取り組みにより、自殺防止に向けて全校生徒や保護者へ働きかける。
- ・緊急の全校集会で、生徒に「命の大切さ」「教師や友人への相談の大切さ」を考えさせる。
- ・生徒会主催の生徒集会で、緊急アピールをする。
- ・道徳・学級活動等の時間で話し合いをするなど、生徒の思いを汲み上げられる場を持つ。
- ・緊急のPTA役員会を開催する。学校・学級通信や通知文等で訴える。

(3) 関係機関との連携

- ・校長は、県教委に報告し、対応を協議するとともに、以後の様々な段階で協力が得られるようする。
- ・自殺予告者は、相談電話等にも電話をする場合があるので、日頃から連絡網の整備と連携を図る。

3 予防措置

(1) 校内体制の確立

- ・関係機関と連携して研修を行い、教職員の認識を高め、緊密な情報交換等により、早期発見に努める。
- ・「生命尊重」「人権尊重」の精神の育成を教育活動全体を通して行う。
- ・教職員と生徒及び生徒相互の共感的な人間関係づくりに努める。

(2) 教育相談の充実

- ・教員から積極的に声をかけて気軽に相談できるような場面づくりを心がけ、生徒一人一人と話し合う機会を多くもつ。
- ・個人面接や集団面接等、面接方法も工夫する。

(3) 保護者との連携

- ・保護者から生徒の様子で、気になることがあれば、すぐに情報が得られるような体制を確立する。

(4) 相談機関等との連携

- ・地域の相談電話等へ相談が入る場合もあるので、各相談機関と自殺予告の電話を受けた際の学校への連絡等について、あらかじめ協議しておく。

いじめ



※別に、いじめ対策委員会を開催し対応協議する。

1 緊急対応のポイント

(1) 被害生徒からの事実確認及び保護者への対応

- ・ 管理職や関係教職員でこれまでの経過を共通理解し、家庭訪問を行う際の配慮すべき点を確認する。
- ・ 家庭訪問には、学年長等が担任に同行するなど複数で対応する。

《被害生徒》 ・ 生徒の思いや願いをしっかりと聞きながら、可能な限り詳細に聞く。

- ・ 生徒の心情としていじめられている事実を正直にいえぬ場合や感情が高ぶることがあるので、時間をかけて共感的にじっくりと聞きながら事実確認をする。

《保護者》 ・ 保護者の思いをしっかりと聞き、これまでの指導で不十分な点があれば謝罪する。

- ・ 生徒と保護者に学校で安心して生活できるようにすることを約束するとともに、具体的な対応については、継続して連絡を取り合うなかで説明することを伝える。

(2) 対応方針の決定及び役割分担

- ・ 教職員で情報をもとに協議し、課題を明確にするとともに、今後の指導方針及び指導内容、役割分担について決定する。
- ・ 収集した情報は速やかに生徒指導担当者や管理職に伝えることができるように、教員の情報連絡体制を整える。

(3) 加害生徒・周囲の生徒からの事実の調査・確認

- ・ 正確に事実を把握するとともに、生徒の人権やプライバシーに配慮し、思い込みや憶測が入らないように慎重に行う。
- ・ 聞き取りにあたっては、心理的な圧迫感を与えないように慎重に行う。
- ・ 周囲の生徒からの聞き取りは、例えばグループで面接し「困っている友達はいないか。」などの問いかけをするなどの工夫を行う。

(4) 加害生徒及びその保護者への対応

- ・ 家庭訪問等を行い、いじめた生徒とその保護者に直接対応する。対応は、複数の教員が行う。
- ・ 確認した事実に基づき、行為を受けた生徒の心情を伝えるとともに、行為の重大性に気づかせ、反省を促すとともに、謝罪の方法等について共に考えながら指導する。
- ・ 保護者には、いじめの解決を通して生徒のよりよい成長を促したいという教員の願いを伝え、協力を求める。また、孤立感を抱かせないよう配慮し、共に解決に向けての取り組みを考え、家庭での生徒への接し方等について助言する。

(5) 学級、学年全体への指導

- ・ いじめられた者のつらさを理解させ、はやし立てや傍観がいじめを助長することをわからせ、いじめを許さない態度の育成を図る。
- ※ いじめの事実を伝えて指導する場合は、必ず本人と保護者の了解を得て行う。

(6) 指導の継続

- ・ 担任は、いじめられた生徒やいじめた生徒の保護者に指導経過を報告したり、その後の家庭での様子について情報交換するなど、継続して生徒の成長を見守る。
- ・ 関係生徒の情報を教員間で定期的に交換し、共有化を図る。教員から声をかけ、見守っているという安心感を与えるようにする。

(7) 関係機関との連携

- ・ 継続的なカウンセリングを依頼するなどスクールカウンセラーや相談機関との連携を図る。場合により警察の協力も求める。

2 未然防止のポイント

(1) いじめに関する校内体制の確立

- ・ いじめに関する委員会等を設置し、教員の認識を高める取り組みや悩みに関する調査の実施、緊密な情報交換等によりいじめの早期発見に努める。また、いじめは絶対許さないという教員の姿勢を、日ごろから折りに触れ生徒に示す。

(2) いじめを許さない学校・学級づくり

- ・ 生徒会活動や学級活動等を通じて、いじめを見かけたらその場で注意できるなど、いじめを許さない学校・学級づくりを行う。

(3) 教育相談の充実

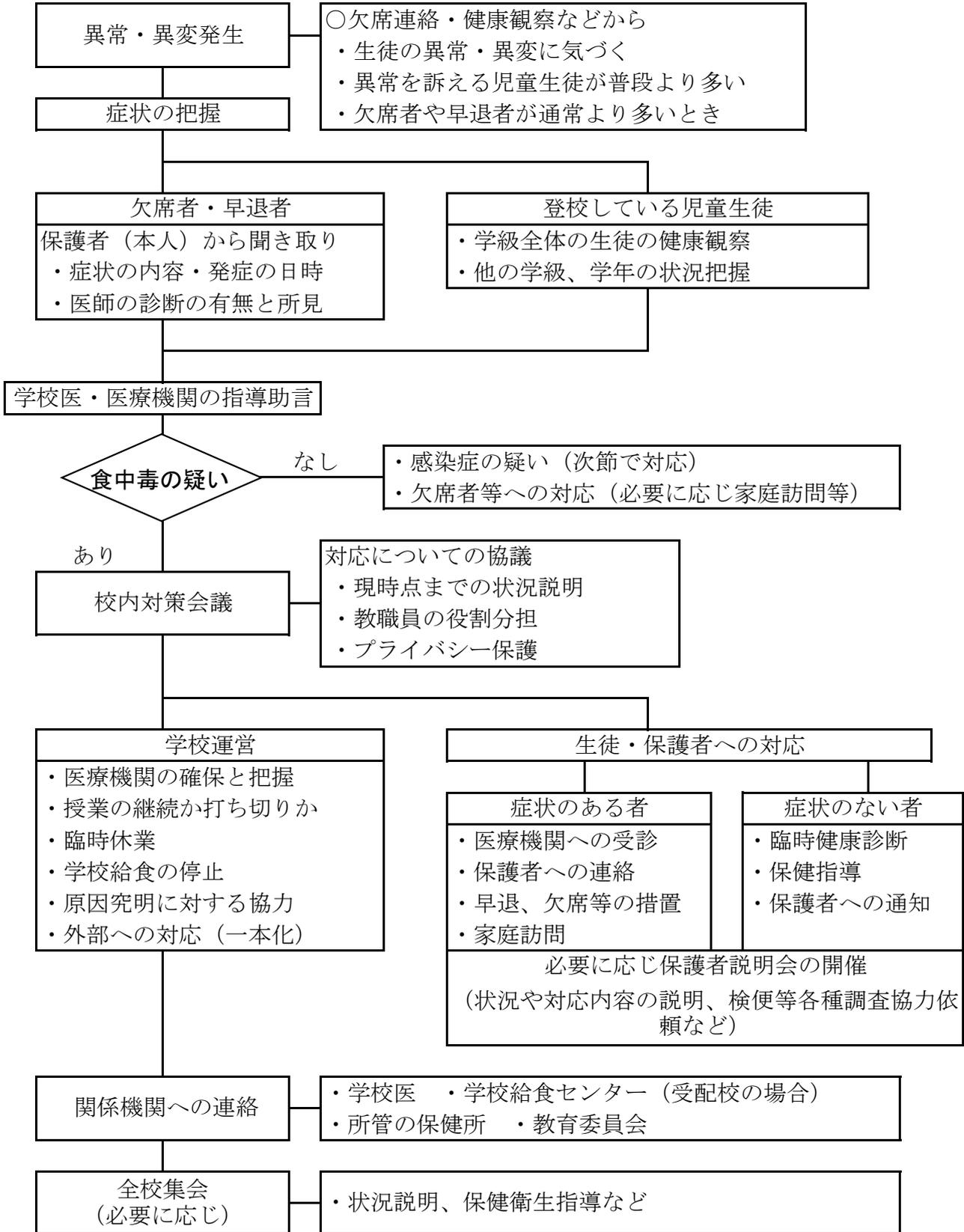
- ・ 定期的な教育相談や教員から積極的に声をかけて気軽に相談できるような場面づくりに心がけ、生徒一人一人と話し合う機会をもつ。また、個人面接や集団面接など面接方法も工夫する。

(4) 保護者・地域との連携

- ・ 保護者や地域からの情報が得やすいように、例えば生徒の登・下校の様子について、保護者や地域の協力者と定期的に連絡を取り合うなど連絡体制を確立しておく。

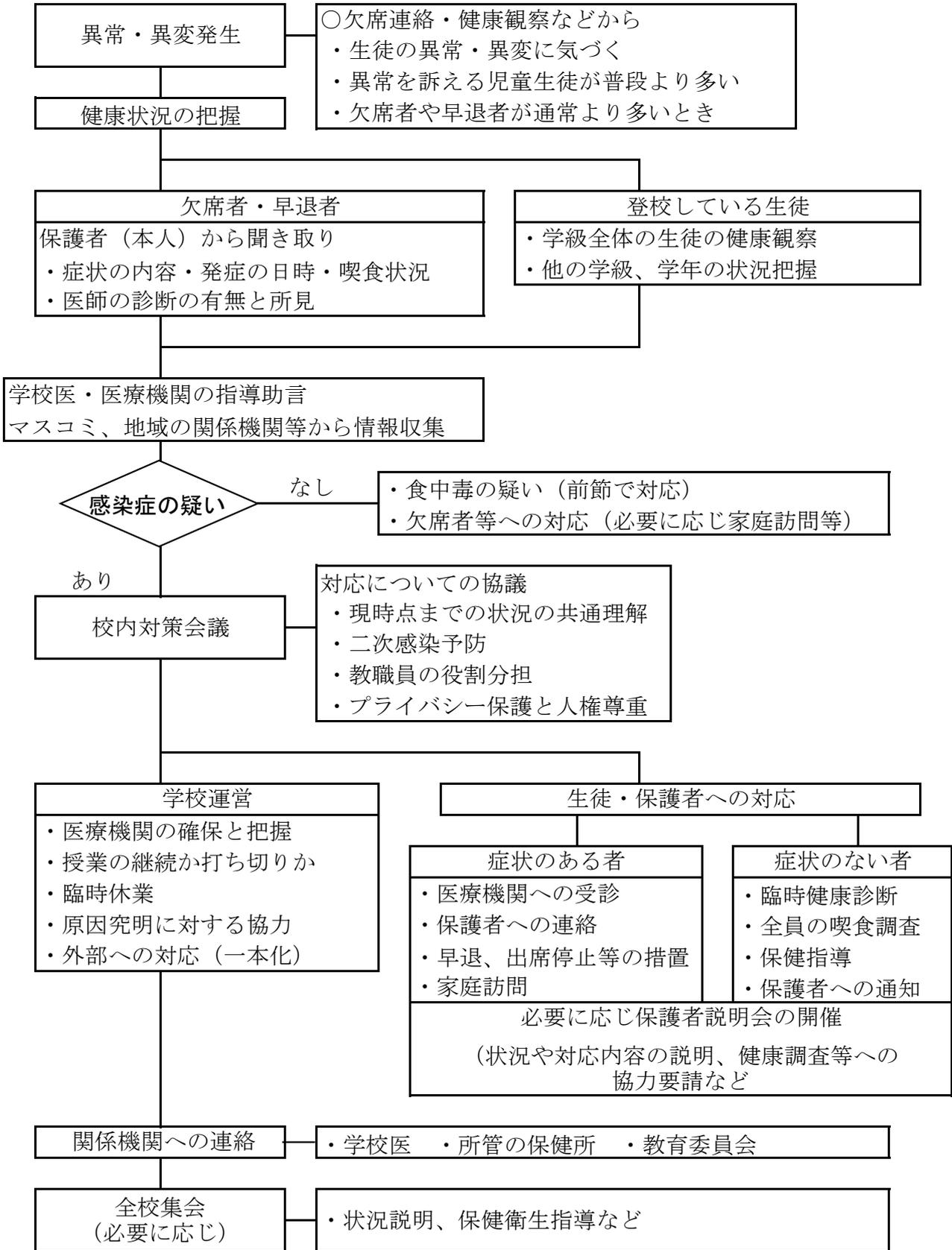
4 疾病等

(1) 食中毒発生時の対応 (初期対応の概要)



疾病 感染症

(2) 感染症発生時の対応 (初期対応の概要)



(3) 薬品事故発生時の対応

①事故が発生した場合

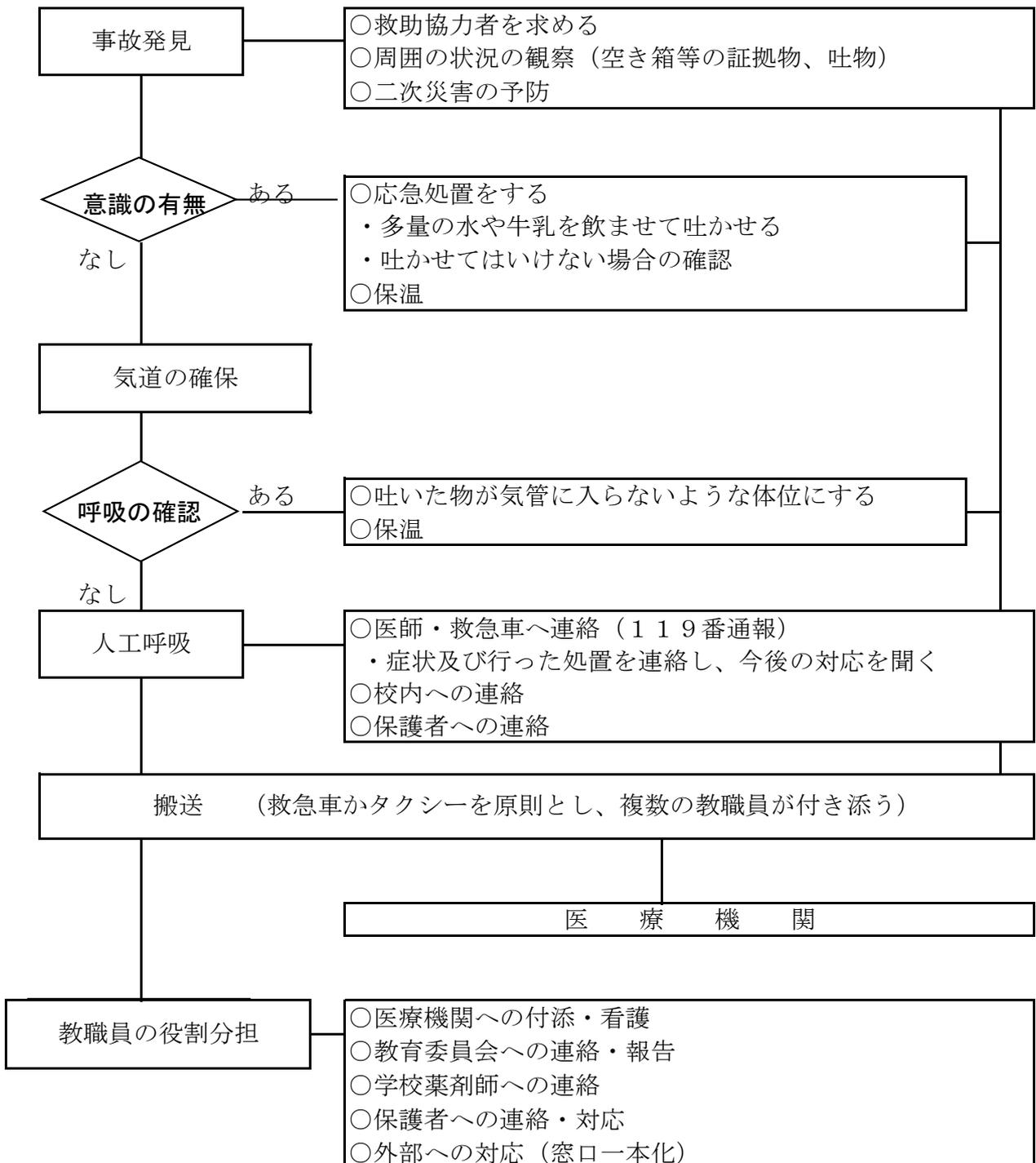
ア 基本的な処置

- ① 飲む — 薄めて吐かせる。救急処置をしつつ医師の指示を受ける。
- ② 吸入 — 新鮮な空気中に連れ出す。気道確保。人工呼吸。
- ③ 皮膚付着 — 大量の流水で洗い流す。
- ④ 目に入る — 大量の流水で洗い流す。専門医に受診する。

イ 救急体制・連絡網

学校内の救急体制、医療機関等の電話番号、事故発生処理票及び受診票などを整備しておく必要がある。

ウ 初期対応の概要

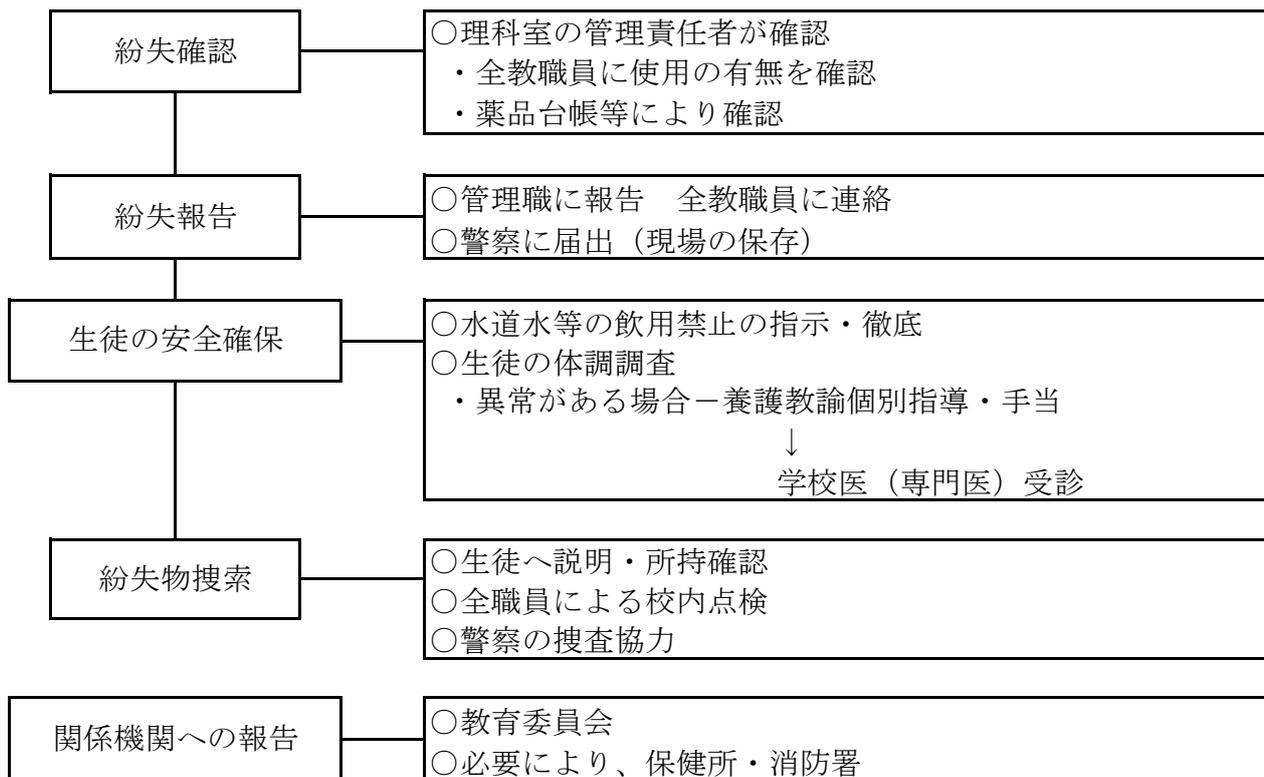


②盗難及び紛失への対応

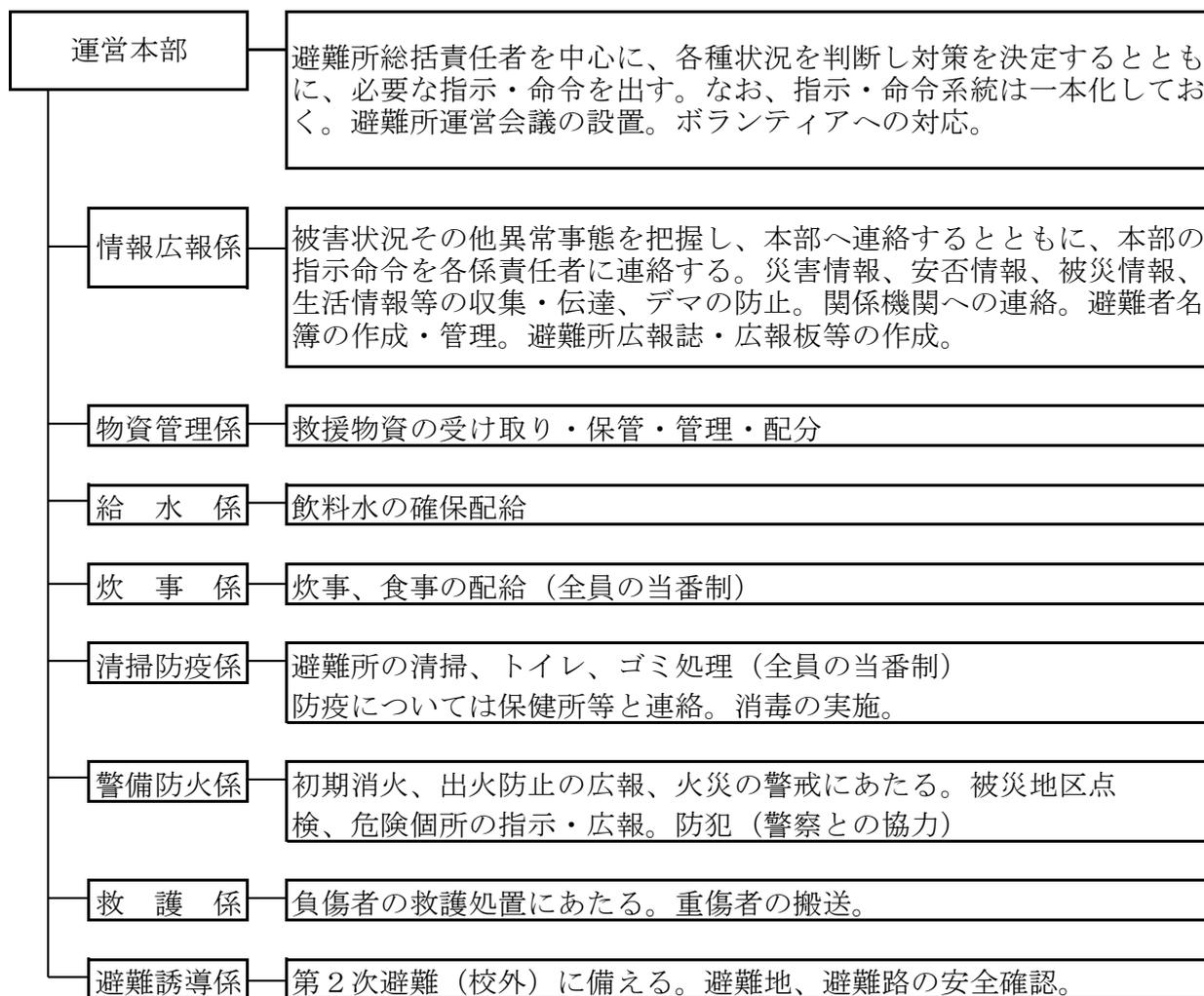
〔1〕対応のポイント

- ①外部からの侵入者による盗難である可能性とともに、紛失した薬品が水道水等に混入されるおそれがあるため、速やかな対応が必要である。
- ②生命に関わるような事件になりかねないことから、薬品の早期発見が大切である。
- ③薬品の紛失が学校の管理下で発生した場合、学校の責任が大きく問われることになるため、日常の安全指導及び安全管理が大切である。

〔2〕緊急対応のフロー図



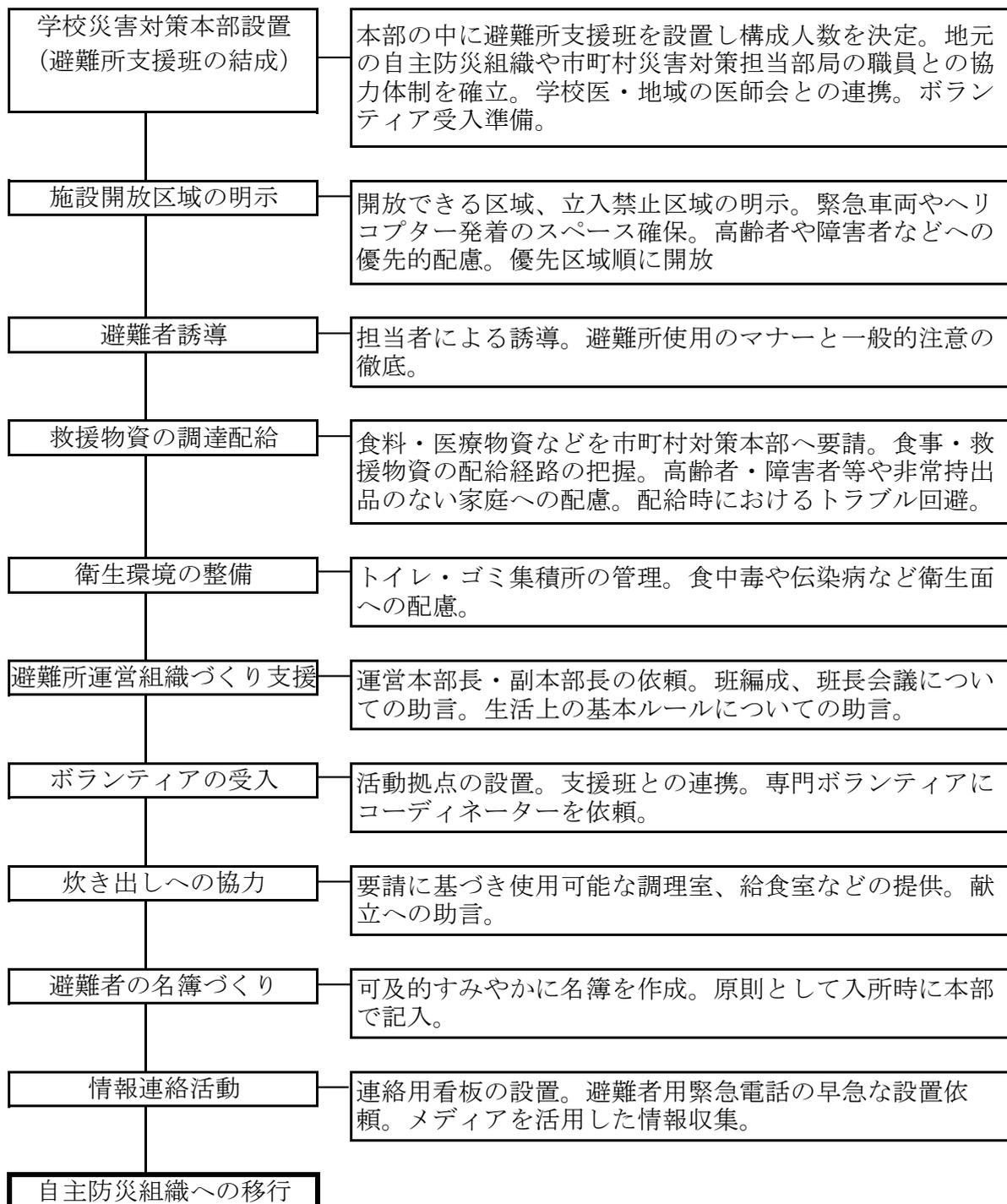
(2) 避難所の運営組織



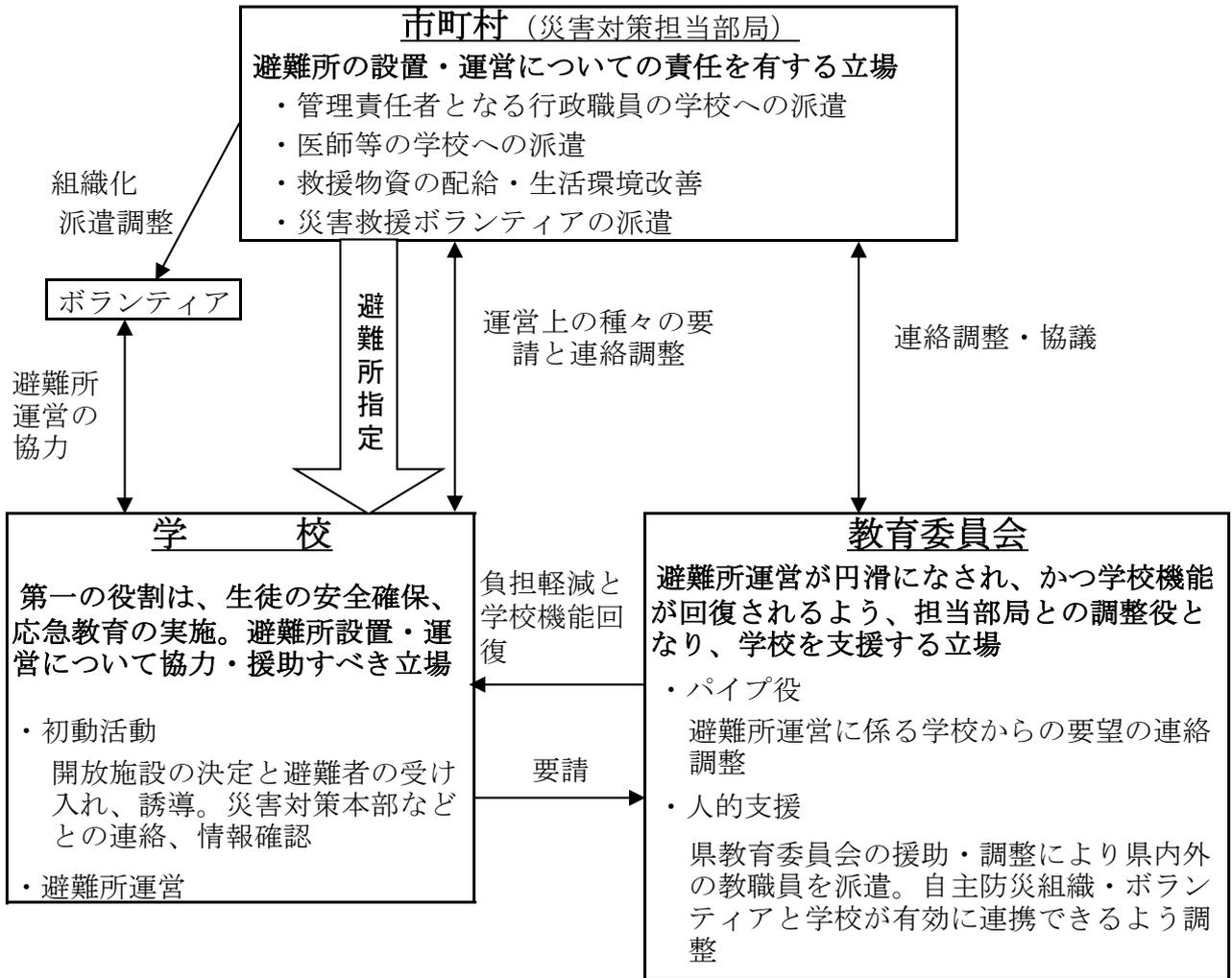
(3) 避難所設営に係る教職員の対応と運営の在り方

①教職員の対応

災害の発生



②運営の在り方



防災組織

(1) 平常時組織

本部	学校長・副校長・教頭・事務長・保健体育主事・防災担当
防災設備・器具の管理	事務次長
電源設備の管理	事務次長
各室管理（別表）	教頭

(2) 非常時組織

本部	
隊長	学校長
副隊長	副校長
搬出班・予備班統括	教頭
通報・連絡班統括	事務長
避難誘導班統括	教務部主任
消火・水利班統括	生徒指導主事
救護班統括	保健体育主事
	防災担当

担当班	統括	班員	担当クラス	担任	
通報連絡班	事務長	事務次長・事務主事	-		
避難誘導班	教務部主任	各室長→クラス担任（教科担任）→学年主任	-		
救護班	保健体育主事	生徒会部員・窪田	1の5	窪田	
消火班	生徒指導主事	進路部員・今崎	3の4	今崎	
水利班		総務部員・学校技能主事・有山	3の3	有山	
予備班	全日制教頭	教務部員	-		
搬出班	全日制教頭				
担当各室			人数	クラス	担任
校長室・事務室・応接室・倉庫		事務部（森本・山岡・竹内・西本）・堀尾	5	3の5	堀尾
保健室・相談室・面談室		生徒会部（小林秀・牧田・山本・福井）・永田・久文	5	2の1	久文
生物教室・物理教室・化学教室		理科（岡本・岩間・浪花）・松尾	4	1の4	松尾
教務室		教務部員（寺谷・井平・上垣）・高濱成・小松・フィリップ	6	1の2	小松
進路指導室		進路部員（桑田・吉田・河原）・甲斐・横河	5	3の2	横河
定時制教務室・定時制研修室・相談室		定時制職員（井谷・大田・河井・小林浩・高井・谷本・坂口海・古都）・米原	9	1の3	米原
社会科教室・地学教室・人権教育室		地歴公民科（宮本）・人権主任（山田真）・地学担当（榎田）	3	3の1	宮本
美術教室・書道教室		美術担当（山田和）・高橋・山田昴	3	1の1	山田和
情報処理室・放送室		情報担当者（橋本）・宋・堀江	3	2の4	堀江
体育管理室・第一体育館・第二体育館		保健体育担当（遠藤幸・田村・秋田）・牧野	4	2の2	牧野
食物教室・被服教室		家庭科担当（磯江・古都）・桑名	3	2の3	桑名
音楽教室・LL教室・創作交流ホール		音楽担当（石黒）・英語科（遠藤裕）・清水	3	2の5	石黒
図書館		岩野・濱路・中村沙・中村啓・岩本・麻田	1の5	窪田	
			3の1	宮本	
			3の3	有山	